

坂商同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は坂商同窓会と称する。

第2条 本会の事務所は、香川県立坂出商業高等学校内に置く。

第3条 本会は母校の発展に寄与し、併せて会員相互の連携親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会はその目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 親睦会の開催
- 2 会員名簿の発行
- 3 母校施設充実の援助
- 4 その他本会の目的を達するための事業

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 特別会員
 - 1 母校現旧職員
- 2 通常会員
 - 1 綾歌郡立綾歌商業学校卒業生及び修了生
 - 2 香川県立坂出商業学校卒業生及び修了生
 - 3 香川県立坂出商業学校併設中学校卒業生
 - 4 香川県立坂出高等学校商業科卒業生及び修了生
 - 5 香川県立坂出商工高等学校商業科卒業生及び修了生
 - 6 香川県立坂出商業高等学校卒業生及び修了生
- 3 終身会員
 - 1 通常会員のうち、終身会費を納入した者
 - 2 平成3年度以降の卒業生

第2章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。その選出方法は次のとおりである。

- 1 会 長 1名（総会において選出）
- 2 副会長 若干名（総会において選出）
- 3 会計監査 若干名（本会員中より会長委嘱）
- 4 顧 問 若干名（本会員中より会長委嘱）
- 5 相談役 若干名（本会員中より会長委嘱）
- 6 常任幹事 若干名（本会員中より会長委嘱）
- 7 委 員 若干名（卒業年度生より推薦の上会長委嘱）

なお、総会の決議により、上記以外の役員を置くことができる。

第7条 役員の任務は次のとおりである。

- 1 会長は会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に差しつかえあるときはその代理をする。
- 3 顧問は会務遂行上これが援助をなすものとする。
- 4 会計監査は本会の会計を監査し、総会においてこれを報告する。監査は年1回以上行わなければならない。
- 5 常任幹事および幹事は会務を処理する。
- 6 委員は常に同年次会員の動静を掌握し、総会の案内等会務遂行に関し、本会に種々の援助を与えるものとする。

第8条 役員の任期は2か年とする。ただし、重任を妨げない。

第3章 会 議

第9条 本会の会議は次のとおりとする。

- 1 総 会 本会の最高議決機関であって毎年1回定期総会を開催する。
ただし、必要に応じて臨時総会を開く。
①定期総会は、当該年次幹事が決める。
②定期総会の開催は、卒業時30年次目及び15年次目の会員が主幹し、
29年目の会員が副主幹をする。
- 2 役員会 必要に応じて開催する。

第10条 総会では、一般会務および会計報告並びに会計監査報告を行い、会則変更その他必要事項を決議する。ただし、総会を開催することができない時は、役員会をもってこれに代えることができる。この場合は次期総会にその承認を得なければならない。

第4章 会 計

- 第11条
- 1 本会の会計は、通常会員の入会金3,000円、および終身会費6,000円並びに特別寄付金による。
 - 2 平成3年度以降の卒業生は、入会金を6,000円とする。
ただし、当分の間は、入会金の半額を基金として別途積み立てるものとする。
- 第12条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第5章 支 部

第13条 会員若干名居住する地方には支部を設けることができる。

第14条 支部を設けた時は、次の事項を直ちに本会に届け出なければならない。

- 1 支部の名称
- 2 支部事務所の所在地
- 3 支部の代表者及び役員の名

4 支部会員の年次と氏名

第6章 慶弔規定

第15条 同窓会役員に不幸ありたる時は、次のとおり弔慰料等を贈る。

- 1 同窓会役員が死亡した場合。生花1基と5,000円
- 2 現職員が死亡した場合。生花1基と5,000円

附則 第1 報告

会員は職業、住所、氏名の異動ごとに必ず本会事務所に報告するものとする。

本会則は、昭和50年6月1日から施行する。

本会則は、昭和63年8月13日から一部改正、施行する。

本会則は、平成元年8月12日から一部改正、施行する。

本会則は、平成2年8月11日から一部改正、施行する。

本会則は、平成3年8月13日から一部改正、施行する。

本会則は、平成4年8月13日から一部改正、施行する。

本会則は、平成8年8月13日から一部改正、施行する。

本会則は、平成20年8月13日から一部改正、施行する。

本会則は、平成24年6月17日から一部改正、施行する。

本会則は、平成30年6月24日から一部改正、施行する。